

# 仙北市文化財保存活用地域計画基礎調査業務委託仕様書（案）

## 1. 委託業務名

仙北市文化財保存活用地域計画基礎調査業務

## 2. 業務目的

仙北市文化財保存活用地域計画基礎調査業務（以下「本業務」という。）は、仙北市に所在する全ての指定・未指定文化財（以下「文化財等」という。）について、その保存と活用を図るための基本方針及びその具体的な活動方針である仙北市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の作成を目的として、基礎調査を実施するための総合的な支援を行う。

## 3. 業務期間

契約日から令和6年3月29日まで

## 4. 業務内容

### （1）文化財を取り巻く状況の整理

地域計画を作成する背景となる文化財保護法改正の状況を整理する。また、本市の上位計画及び関連計画の関連する箇所については、発注者側が受注者側へ情報を提供し、受注者側は、分かりやすく整理する。

### （2）仙北市の概要

本市の自然的・地理的環境（本市の位置・面積、地名、地形、気候、生態系、景観等）、社会的環境（人口動態、産業、土地利用、交通等）、各時代の歴史的背景について既往文献等から整理する。なお、役割分担は以下の通りとする。

ア 自然的・地理的環境：情報整理・文章作成(発注者側)、図表等作成(受注者側)

イ 社会的環境：情報整理・文章作成(発注者側)、図表等作成(受注者側)

ウ 歴史的背景：情報整理・文章作成(発注者側)、図表等作成(受注者側)

### （3）仙北市の文化財の概要と歴史文化の特徴の整理

下記の項目について整理を行う。なお、文化財等の台帳整理は、発注者側が市町村合併以前の各町村史・各種調査報告書・各種研究報告書から抽出・整理して台帳（データベース）を作成し、受注者側が文化財分布図にまとめる。なお、文化財分布図は、将来的に統合型GISでの利用が図られるよう、Shape形式で提出すること。

ア 指定文化財の分布図作成

イ 未指定文化財の分布図作成

#### (4) 施策及び関係団体・市民活動の整理

文化財の保存と活用に関係する庁内の施策について、発注者側から提供された情報をわかりやすく整理する。発注者側は、必要に応じて、庁内関係部局にアンケートを行い、文化財の保存・活用に関する市民活動や民間団体の現状整理を行うため、これらの情報を受注者側に提供する。

#### (5) アンケート調査支援

以下の調査について、調査票作成等の支援を行う。

##### ア 市民アンケート調査

郵送での配布・回収を想定する。対象は、市民900人を想定する。

##### イ 所有者アンケート調査

郵送での配布・回収を想定する。対象は、国・秋田県・仙北市指定文化財所有者全員を想定する。

#### (6) 仙北市における文化財の保存・活用に関する課題の抽出

実施した各調査等から、仙北市における文化財の保存と活用に関する課題を、発注者との協議の上、抽出して、整理する。

#### (7) 仙北市文化財保存活用地域計画策定にむけた実施計画案の作成

各調査等を踏まえて、地域計画策定に向けた具体的な作業内容や、作業量、作業工程の検討を行い、実施計画案を作成する。なお、文化庁認定は、令和8年度の7月を想定する。

#### (8) 文化庁との協議支援

文化庁との協議に出席して、支援を行う。なお、オンラインでの開催を基本とする。支援の回数は1回を想定する。

#### (9) 協議会の運営補助

地域計画の作成に向けた協議会に係る資料準備と会議への出席、議事録の作成を行う。回数は2回を想定する。

### 5. 打合せ協議

3回程度を想定する。なお、対面式を基本とするが、必要に応じてオンラインでの協議に代えることができる。受注者は、打合せ協議の内容の詳細を記載した打合せ記録簿を作成するものとする。

### 6. 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

(1) 業務報告書 2部

(2) 上記電子データ 1部

(3) その他発注者が必要と認める成果品

## 7. 留意事項

- (1) 本業務で作成された成果物の所有権及び著作権は、全て発注者である仙北市に帰属すること。
- (2) 業務にあたり使用するデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。併せて、欄外または巻末に参照元を明記すること。これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した場合は、受託者がその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (5) 本業務は、文化財芸術振興費補助金を受けて実施するものであることから、受託者となった場合は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。
- (6) 本業務の成果品には、文化庁シンボルマークを掲載し、「令和5年度 地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）」と記載すること。

## 8. その他

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議の上、決定する。